

# 令和5年度「防火安全講習」実施案内

多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等からの火災を未然に防止し、安心安全な催しを実施されるよう、行事等の主催者、露店等の関係者及び自治会その他団体等の関係者等の方に防火安全講習を次のとおり実施します。

## 1 受講対象者

- (1) 多数の者の集合する催しで火気等を取扱う行事等の主催者及び露店等の関係者
- (2) 自治会、その他団体等の関係者
- (3) 受講を希望される市民の方

## 2 定期講習

講習日時	場所	受付期間
令和5年6月29日（木） 10時00分～11時30分	舞鶴市防災センター （舞鶴市字浜80番地の4）	開催日の 3日前まで

## 3 定員

20名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

## 4 任意講習

催し的主催者等からの要請により開催します。

## 5 受講証の交付

- (1) この講習を受講した方には、防火安全講習受講証を交付します。
- (2) 受講証の期限内は、舞鶴市内での催しにおける舞鶴市消防本部が行う現地指導時の消火器取扱指導を免除します。

## 6 受講申込方法

- (1) 定期講習  
防火安全講習受講申込書により、開催日の3日前までに申し込んでください。
- (2) 任意講習  
防火安全講習依頼書により申し込んでください。

※ 講習受講申込書・講習依頼書は、舞鶴市消防本部のホームページ（<http://www.maizuru119.com/>）からも取得できます。

## 7 申込場所及びお問い合わせ先

- (1) 舞鶴市消防本部予防課 舞鶴市字北吸1044番地 (TEL0773-66-0119)
- (2) 舞鶴市東消防署 舞鶴市字浜80番地の4 (TEL0773-65-0119)
- (3) 舞鶴市西消防署 舞鶴市字松陰5番地の5 (TEL0773-77-0119)

## 8 受講料

受講料は無料です。

## 9 講習内容

- (1) 座 学
  - ア イベント等開催時の防火管理体制
  - イ 対象火気器具等の基準及び取扱い
  - ウ 危険物の性状、取扱い
  - エ その他火災予防に関すること
- (2) 実 技
  - 消火器の取扱い

## 10 その他

受講者は、講習の10分前までに会場にお集まりください。

### 11 令和5年3月31日以前に防火安全講習を受講された方について（有効期限の廃止）

令和5年3月31日以前に防火安全講習を受講された方については、有効期限を5年としていましたが、令和5年4月1日より有効期限を廃止し終身の資格として使用できることとなりました。（再度講習を受講していただく必要はありません）